

# 平成27年地方自治法施行令及び地方公営企業法施行令の一部改正について (地方自治法施行令等に係る財務関係)

## 1. 随意契約の事由に関する事項

(自治令第167条の2第1項第4号・公企令第21条の14第1項第4号関係)

### 今回の改正

※国家戦略特区又は構造改革特区による地方公共団体からの提案を踏まえたもの。

- 新たな事業分野の開拓を図る者として、長又は地方公営企業の管理者の認定を受けた者から新商品として生産する物品を買い入れる契約に加え、借り入れる契約についても随意契約事由とすること。
- 新たな事業分野の開拓を図る者として、長又は地方公営企業の管理者の認定を受けた者から新役務の提供を受ける契約を随意契約事由とすること。

## 2. 施行期日

- 平成27年12月16日（公布日と同日）